

8 月 6 日
必着

医師による遠隔での死亡診断をサポートする 看護師を対象とした研修会

～情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドラインに基づく研修～
主催：全国訪問看護事業協会 共催：厚生労働省

家族や患者が希望する、住み慣れた場所での看取りを実現するために

医師が患者の死亡の際に立ち会っていない場合には、原則として死亡後改めて診察を行い、死亡診断書を交付します。このため、離島やへき地を中心として、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院等に入院したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がありました。

このような状況を踏まえ「規制改革実施計画」(平成 28 年 6 月 2 日)において、以下の a-e の要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるようにすることが閣議決定されました。

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

これを受け、厚生労働省において「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」が策定され、医師が対面での死後診察によらずに死亡診断を行い、死亡診断書を交付する際の具体的な運用が示されました。

ガイドラインにおいては、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師は、法医学等に関する研修を修了することとなっており、平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度も全国訪問看護事業協会において、厚生労働省医政局からの委託を受け、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」を開催することになりましたのでご案内いたします。

研修会概要

開催日時：第 1 回 (東京会場)	平成 30 年 9 月 7 日 (金)・8 日 (土) の 2 日間	定員 20 人
第 2 回 (札幌会場)	平成 30 年 10 月 5 日 (金)・6 日 (土) の 2 日間	定員 20 人
第 3 回 (福岡会場)	平成 30 年 11 月 9 日 (金)・10 日 (土) の 2 日間	定員 20 人
第 4 回 (岡山会場)	平成 30 年 12 月 14 日 (金)・15 日 (土) の 2 日間	定員 20 人

費用：資料代として 2500 円 (交通費・宿泊費は受講者負担)

対象者：以下の(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)のすべてを満たす訪問看護事業所の看護師

(ア)看護師としての実務経験 5 年以上を有し、その間に患者の死亡に立ち会った経験が 3 例以上ある。

(イ)原則として、看護師としての実務経験のうち、訪問看護または介護保険施設等において 3 年以上の実務経験を有し、その間に患者 5 名に対しターミナルケアを行った(※)ことがある。

※ここでいう「ターミナルケアを行った」とは、患者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上の訪問看護等を実施し、ターミナルケアに係る支援体制について患者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合をいう。

(ウ)実務において ICT を活用して連携している医師に、研修受講について説明し、同意を得ていること。

★医師の同意書をご提示ください

(エ)「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」を読んでいること。

★ホームページからダウンロードできます。

(オ)所属施設で業務上タブレットまたはスマートフォン等を使用していること。

(カ)平成 31 年 3 月 31 日までに実地研修を履修できること。

■研修プログラム

日時：第1回（東京会場）	平成30年9月7日（金）・8日（土）の2日間	定員20人
第2回（札幌会場）	平成30年10月5日（金）・6日（土）の2日間	定員20人
第3回（福岡会場）	平成30年11月9日（金）・10日（土）の2日間	定員20人
第4回（岡山会場）	平成30年12月14日（金）・15日（土）の2日間	定員20人

研修内容：①法医学に関する講義・演習 ②看護に関する講義・演習
 ③法医学に関する実地研修（2体以上の死体検案又は解剖への立ち会い）
 ※受講記録票で受講状況の管理を行い、①②③すべてのプログラムを履修した場合に
 修了証を交付する。

1 日目 ①法医学に関する講義・演習		
	9:00～9:10	開会の挨拶
講義	9:10～10:10	「わが国の死因究明制度」
講義	10:20～12:00	「法医学に関する一般的事項① ・死因論 ・内因性急死」
講義	13:00～14:40	「法医学に関する一般的事項② ・外因死」
講義＋演習	14:50～17:30	「実際に使用する機器を用いた医師との情報伝達のシミュレーション ① ・死亡確認後の説明と死亡診断書の交付の仕方」
2 日目 ②看護に関する講義・演習		
講義	9:00～9:50	「法医学と看護」
講義＋演習	9:50～11:10	「ICT を利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する 意思決定支援 ～死亡前から死亡後に至る利用者・家族への接し方～」
グループディスカッション＋発表	11:20～12:40	「ICT を利用した死亡診断に関する在宅看取りの実践についての意見 交換」
演習	13:40～14:40	「実際に使用する機器を用いた医師との情報伝達のシミュレーション ②（復習）」
	14:50～15:20	実地研修、修了証交付の手続きに関する説明 アンケート記入

◆研修申込・参加に関する留意事項◆

- ・研修会については、詳細を当協会ホームページでご確認のうえ、「申込書兼医師の同意書」をダウンロードして記入し、**8月6日必着で郵送にて**お申込みください。
 （ホームページ URL：<https://www.zenhokan.or.jp/new/h30mitori/>）
- ・受講決定者には電話連絡のうえ**8月13日以降**に、参加票、プログラム、地図等を郵送いたします。
 なお、受講会場等については当方で検討のうえ連絡いたします。
- ・法医学に関する実地研修（2体以上の死体検案又は解剖への立ち会い）については、受け入れ可能な医療機関で受講します（受講場所は研修会時に配布します）。
- ・受講記録票で受講状況の管理を行い、2日間の講義・演習および実地研修すべてのプログラムを履修した場合に修了証を交付します。

お問い合わせ：一般社団法人全国訪問看護事業協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-3-12 壱丁目参番館 401
 TEL 03-3351-5898 FAX 03-3351-5938
 URL：<https://www.zenhokan.or.jp/>